

令和6年度職場の健康力アップ推進事業等広報啓発業務  
企画提案仕様書

**1 委託業務名**

令和6年度職場の健康力アップ推進事業等広報啓発業務

**2 委託業務期間**

契約締結の日から令和7年3月31日まで

**3 業務の目的**

沖縄県（以下「県」という。）では、令和6年度が開始始期となる都道府県健康増進計画である「健康おきなわ21(第3次)」を策定し、重点的に取り組む事項として健康経営のさらなる推進を掲げているが、従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践する「健康経営」に対する認知度は低い状況にある。また、職場における健康づくりの普及啓発の対象となる県内事業所の大部分は中小零細企業であり、人的・資金的に余裕がなく、健康づくりに対する優先度が低いと考えられている。

こうした状況を踏まえ、健康経営の認知度向上のための広報活動を行うとともに、健康おきなわ21（第3次）の内容を県民に対し広く周知し、健康づくりに対する意識醸成を図り、職場における健康づくりのほか、健康づくりに関する各種取組の効果的・効率的な普及・啓発を目指すことを目的とする。

**4 契約上限額**

契約の上限額は、7,892,000円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。

ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

**5 業務の内容**

職場の健康力アップ推進事業（別紙パンフレット参照）及び「健康おきなわ21(第3次)」の内容に関する周知・広報のための広報資材の制作やテレビ・ラジオ番組等各種メディアやSNS等を活用したプロモーションに係る全ての業務とする。

(1) 基本方針等

県の健康増進計画である「健康おきなわ21（第3次）」で定めている県民の健康づくりの具体的な取組である行動指針「新・チャーガンジュウおきなわ9か条」（別紙）の実践を促す内容とする。

広報資材等を作成する場合は、数年後の自分自身の健康についてイメージさせ、自分事として捉えやすいよう工夫すること。

(2) ターゲット層及び主な広報内容

広報のターゲット層及び主な広報内容は以下のとおりとする。提案する内容は現状・課題及び健康増進普及月間等、国の定める年間行事予定を踏まえたものとする。

使用する広報媒体や放送する時期及び方法を具体的に提案することとし、その媒体を選定した理由、広報の効果測定に関する目標値等を含めて示すこと。

①県内中小企業の経営者

令和6年度職場の健康力アップ推進事業（健康経営）に関して、積極的に活用を促す内容とすること。その際、経営者向け新聞等による情報発信を行うなど、直接ターゲットとなる層へ届くよう工夫すること。

(現状・課題)

- ・働き盛り世代の職場における有所見率が12年連続全国最下位である。
- ・働き盛り世代の年齢調整死亡率が男性では46位、女性45位と高い。
- ・うちな一健康経営宣言の事業所数は伸びているものの、宣言数は全事業所の約1割程度のため、中小企業の経営者へ向け、健康経営の認知度向上を図るとともに職場の健康力アップ推進事業の内容を周知する必要がある。

②20代～30代男女

肥満、女性に関してはやせに関することを含む。

(現状・課題)

- ・20代～60代の肥満者の割合が高く、特に40～74歳のメタボリックシンドローム該当者・予備群は男性2人に1人の割合となっているため、若いうちから適正体重を維持する必要がある。
- ・沖縄県は低出生体重児出生率が高い。また、若い女性のやせの割合も全国と比較し高い状況にある。若い女性のやせは、骨量減少や低出生体重児出生の危険因子となるため、適正体重を維持する者の割合を増やす必要がある。

③40代男女

血圧及び適正飲酒に関すること。

(現状・課題)

- ・20～64歳の働き盛り世代の死因は高血圧関連疾患によるものが多く、収縮期血圧値140mmHg以上の者の割合も年々増加している。
- ・沖縄県は全国と比べて肝疾患の年齢調整死亡率が高く、増加している。また、年代別で見ると生活習慣病のリスクを高める量を飲酒しているものの

割合は40代で最も高くなっている。

#### ④全ての県民

健康おきなわ21（第3次）が新しく改訂されたこと、重点的に取り組む事項が「肥満」対策であること、このままではいけない、今こそ、「健康長寿を取り戻す」必要があること、数年後の自分自身の健康についてイメージさせて、まずはできることから始めようという気持ちを引き出させること。

（現状・課題）

- ・死因の上位をがん（悪性新生物）、脳血管疾患、循環器病などの生活習慣病が占める。
- ・働き盛り世代の健康状態が悪い
- ・肥満の割合が高い
- ・アルコール摂取量が多い
- ・働き盛り世代の平均歩数が少ない
- ・野菜、果物摂取量が少ない
- ・特定健診受診率が低い
- ・歯周病が増えている

#### ⑤国の定める年間行事予定（一例）

- 6月4日～10日 歯と口の健康週間
- 7月24日～30日 肝臓週間
- 8月1日～31日 食品衛生月間
- 9月1日～30日 健康増進普及月間、食生活改善普及運動
- 10月1日～7日 全国労働衛生週間
- 11月1日～30日 過労死等防止啓発月間
- 3月1日～8日 女性の健康週間

#### (3) 広報・啓発方法に関する事後調査・分析

制作した広報・啓発方法の効果に関する調査結果から分析される効果や要因及び改善案等の情報提供を行うこと。

#### (4) 留意事項

- ① 広報資材等を作成する場合は、沖縄県に住所を有する者を公募等により募集し、個人、複数又は団体で出演させるなど、県民が自分事として捉えやすいよう工夫すること。
- ② ①の出演者の選定に当たっては、出演者に対しあらかじめ下記事項を含む免責事項について説明し書面による同意を得たうえで選定すること。

(免責等に関する事項)

- ・写真素材・動画の所有権・著作権その他一切の権利は県に帰属し、撮影された写真素材・動画は、県が自由に編集を行った上で、県または受託者がテレビ・新聞・Web・SNSをすべての媒体において目的を問わず、期間の定めなく、無償で使用する事。
  - ・謝金・交通費等は支給対象外であること
  - ・当該広報資材出演等により生じた責務や損害の申し立てやそれに準じた行為は県及び受託者に対し、行うことができないこと
  - ・その他必要と考えられる事項
- ③ 上記(1)～(3)のほか効果的だと考えられる具体的方法があれば提案すること。

## 6 提出成果物

### (1) 提出期限

本契約の受託者は、成果物を契約期間内に沖縄県保健医療介護部健康長寿課へ提出するものとする。

### (2) 成果物

成果物として、以下のものを納品する。

- ① A4版報告書（実施内容、成果物、委託業務収支決算書、委託業務に係る支出の費目別内訳、広報・啓発の効果検証等を記載すること。）
- ② 報告書の電子データ（PDF、テキストファイル、ワード、エクセル、動画ファイル、画像ファイル等）を収納した電子媒体 1式
- ③ その他本業務に係るデータ一式を収納した電子媒体

## 7 著作権

- (1) 本業務の実施により取得した著作権等については、県に帰属するものとし、成果物は、著作権上の権利関係をすませた上で納入すること。
- (2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、県のホームページ等での二次利用、また、ポスター、パンフレット、会議資料等への掲載等を行う場合がある。  
なお、県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得ること。
- (3) 本業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

## 8 業務の再委託についての留意事項

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県及び事業団が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

なお、「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県及び事業団の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

#### ※ その他、簡易な業務

- ア) 資料の収集・整理
- イ) 複写・印刷・製本
- ウ) 原稿・データの入力及び集計
- エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

#### ◇申請・承認手続の流れ◇

ア 委託業者が県へ再委託承認申請書（別紙様式1）を提出（再委託を行う10日前までに申請すること。）

イ 県は、以下の視点で再委託の適否を確認

- (ア) 「一括再委託」、「契約の主たる部分の再委託」、又は「相互供給（※）」に該当しないこと。

#### （※）相互供給について

委託先が当該契約に係る企画提案者に業務の再委託を行うことは、企画提案者同士が相互に役務・物品等を供給する「相互供給」にあたり、

契約手続の競争性等の観点から社会通念上不適切とされていることに鑑み、これを原則禁止する。

- (イ) 再委託を行う合理的な理由及び必要性が適切に説明されていること。
- (ウ) 再委託先の業務履行能力に問題がないこと。
  - ・業務の履行に必要な人員・技術・設備等を備えていること。
  - ・期限内に業務を完遂できること。
  - ・業務品質及び成果が適正に保持されること。
- (エ) 再委託先が「指名停止措置を受けている者」、「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」等不適切な者に該当しないこと。
- (オ) その他、業務の適正な履行に支障をきたす恐れがないこと。

ウ 確認の結果、再委託が適当と判断する場合は、県が委託業者へ再委託承認書（別紙様式3）により通知

エ 委託業者と再委託先が再委託契約を締結

オ 承認を受けた内容に変更が生じるときは、委託業者が県へ再委託変更承認申請書（別紙様式2）を提出

カ 県は、イに示した視点で変更の適否を確認

キ 確認の結果、変更が適当と判断する場合は、再委託変更承認書（別紙様式4）により委託業者へ通知

ク 委託業者と再委託先が再委託変更契約を締結

## 9 その他の留意事項

- (1) 業務遂行にあたり、進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを定期的に実施する。
- (2) 県は、受託者に対し、状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができる。
- (3) 企画提案については、その内容の全ての実施を保証するわけではなく、委託事業者決定後、県と協議の上、委託業務を決定し実施するものとする。

## 新・チャーガンジュウおきなわ9か条

### 新

新習慣！ 1日1回 体重測定、血圧測定！ 感染症流行時には体温測定も！

自分の健康状態を知ることは、健康づくりの第1歩につながります。1日1回体重や血圧を測定し、毎日の生活習慣を振り返ってみましょう。

### チャー

ちゃんと朝食 あぶら控えめ 野菜たっぷり おいしいごはん

いい生活習慣のリズムをつくるには、朝食をしっかりとることから始まります。早食いは避け、脂肪（あぶら）・塩分を控え、食べた野菜たっぷりでバランスのいい食事を仲間や家族と楽しみましょう。

### ガン

頑張りすぎず適度な運動 今より10分（1000歩）多く歩こう！座っている時間を減らそう

健康づくりのためには、無理せず、適度な運動を続けていくことが大切です。今よりも5分、10分多く歩くことで、無理なく続けていくことができます。座りっぱなしの時間が長くなりすぎないようにするなど、あなたにできることから始めてみましょう。

### ジュ

十分な睡眠・休養 ストレスと上手に付き合おう ひとりで悩まず相談を

普段から十分な睡眠や休養をとりましょう。ストレスを全く無くすことは難しいことですが、あなたなりのストレスとの上手な付き合い方を見つけましょう。また、悩みや心配ごとは、一人で抱え込まず、相談することが大切です。

### ウ

うれしいね 禁煙と受動喫煙対策で あなたも私も快適に！

禁煙と受動喫煙対策は、きれいな空気を守り、快適な空間を作ります。あなたのためにも、周りの人のためにも禁煙と受動喫煙対策に努めましょう。

### お

おくちの健康 3点セット 歯ブラシ・フッ素・フロス

生涯、自分の歯でおいしく食べるために、歯みがきにフッ素とフロスや歯間ブラシをプラスして、むし歯や歯周病からおくちの健康を守りましょう。

### き

休肝日をつくろう お酒はほどほどに 20歳未満や妊婦は飲みません・飲ませません

1週間のうち飲酒をしない日を設けましょう。1日の飲酒量は、ビールだと500ml、泡盛（25度）だと0.5合以内、女性は その半分が目安です。飲酒は、20歳未満や妊婦には悪影響を及ぼします。

### な

仲間・家族で行こう！健康診断・がん検診・歯科検診

病気の早期発見は早期治療につながります。自分のためにも、家族の幸せのためにも、定期的に健康診断とがん検診、歯科検診を受けましょう。

### わ

大きな輪 みんなで支える「健康・長寿」

みなさん一人ひとりの活動や関心がつながって大きな輪になります。職場や学校等を含め、みんなでつながり支え合うことによって健康づくりを進め、沖縄県の健康・長寿を守っていきましょう

再委託承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 へ

住所  
企業(団体)名  
代表者(職氏名) 印

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契約件名	
契約金額	円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日
再委託を予定する業務	
再委託予定額	円
再委託先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再委託予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の必要性	
再委託先選定理由	
再委託先の 適格性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえを記入すること



再委託変更承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 へ

住所  
企業(団体)名  
代表者(職氏名) 印

以下のとおり再委託を変更する必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契約件名	
契約金額	円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日
変更理由(必要性)	
再委託業務	【変更前】 【変更後】
再委託額	【変更前】 円 【変更後】 円
再委託先	【変更前】 企業(団体)名 【変更後】 企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再委託期間	【変更前】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 【変更後】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託先の 適格性	【変更後】 業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※変更を予定しない項目については【変更前】のみ記入し、【変更後】は空欄とすること

## 再委託承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖縄県知事名印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	
再委託を承認する業務	
再委託先	企業(団体)名
再委託承認額	円
再委託承認期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。</li><li>2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。</li><li>3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。</li><li>4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。</li><li>5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。</li><li>6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。</li><li>7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。</li></ol>

## 再委託変更承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖縄県知事名印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託の変更については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	
再委託を承認する業務	【変更後】
再委託先	【変更後】企業(団体)名
再委託承認額	【変更後】 円
再委託承認期間	【変更後】令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。</li> <li>2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。</li> <li>3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。</li> <li>4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。</li> <li>5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。</li> <li>6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。</li> <li>7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。</li> </ol>